慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済史観の前九後三年の役
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.705(79)- 718(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(ハ)直接强制

代識決、代執行、 のとす。 **後に直接張制と申ずは强制豫算、强制支出** 及び吏員の選任等を總稱する

云はざる可からず。 る時は、 應せざるか、 すに至りては自治權を蹂躙するの甚しきものと **ものにして、即ち直接張制の一手段たり。然り** 算若くは支拂命令として法律上の效力を發する の作成したる豫算若くは支拂命令が自治體の豫 出を爲さしむるてとを得。換言すれば監督官廳 す可く、又自治體に於て必要なる支出を爲ない と雖も、この權限を自治體の隨意支出にも及ぼ る時は監督官廳自から支排命令を發し、 自治體に於て必要なる經費を豫算に計上せざ 監督官廳自から其の經費を豫算に計上 成立せざるか、 自治體の議決機關が召集に 又は議決す可き事 其の支

務を管掌せしめることを規定したるは即ち監督 官廳の吏員選任權を認めたるものにして、 とき、監督官廳が臨時代理者を選任し、其の職 の一例なり。 府縣參事會の議決を請ふてとを規定したるは其 事項を議決せざる時、 體の負擔とす。又市制第六十四條第一項に於て 吏員之を執行するてとを得」と規定せるは卽ち 項を議決せざる時は、監督官廳に於て其の議決 せざる時は府縣知事又は其の委任を受けたる官 「市長、 條第四項に於て市會又は市參事會が議決す可き らず。是れ卽ち代議決の權なり。市制第九十 に代る可き意思を決定するの權を有せざる可か 代執行の一例なり。此の場合に於て、費用は自治 助役、收入役、及は副收入役に故障ある 其他の吏員其の執行す可き事件を執行 叉市制第百六十三條第二項に於て 市長が常該事項に付きて

とす。 臨時代理者は當該自治體の吏員たるもの

(三)解散及以懲戒

らず、 法なる可きは勿論なるも、何が公益に適するか 違法行為は勿論、 體の機關を改造し、 で干渉せしむるは吾人の寒心に堪へざる は自治體自から認定するの機能を有せざる可か 分なる干渉權を留保したり。 に廣大なるかを知る可きなり。 得べし。以て自治體に對する國家監督權の如何 以上述べたるものゝ外、 監督官廳をして自治體の公盆認定權にま 其不當の行為に對しても亦充 或は吏員を懲戒することを 監督官廳は或は自治 自治體の行為が適 國家は自治體の

經濟史觀の前九後三年の役

队

争趣味にとらばれて大名の領地そのものには注 を支配した證據である。この興味的娛樂の讀み 意は足らなかつたので戦争の趣味は國民の思想 ての研究は鎌倉時代以後は幽靈の尾の如く消え の莊園考及古事類苑政治部其他の土地制に關し あるまい、 は室町時代以下について論じてゐる。 て頭計りの福助と同一であるに反し。 吉田東伍氏の倒叙日本史は多少の非難はあるに とは大正の今日と雖も尙死るしてとは出來ない しても室町時代の土地制度の研究について論述 しあるは從來の缺點を補はるゝもので栗田博士 戦記物語母ど我國民性に影響を與へたものは 日本歴史の大部分は戦争史であるて 本彦次 從來は戰 吉田博士

ものの今日存するものい中で最も早いと信せら

のは前九年役を叙述したる陸奥話配と後三

通説とする。
一年記とて繪卷の説明書である。けれどもこの軍
一年の成士生活の叙述であるから内容の
中の武士生活の叙述であるから内容の
日本のの前芽は將門記で陸奥話記に先立ってと
年記とて繪卷の説明書である。けれどもこの軍

逆を企てたりとし。 説が興味をひき、將軍が天位を覬亂せしを以て 般に信ぜられたが織田完之氏は京都のハイカ 發見せられ、將軍謀叛の動機は一族の爭鬪に基 著は飢後一二年後になりし正確なる史料たるて ての凱の原因とせるを明治時代になり眞福本の 飛門記の

古寫本あるは

一般に知られ 天慶の飢は將門が俯して皇城を窺ふなどの俗 知られ を代表せし經基が武藏守として下り が中途に動機が變更して破れかぶれに大叛 の役すら得られぬ不平などの通説さへ たので東西軍記や大鏡などの誤謬は 或は藤原氏の跋扈の爲め檢 またての ラ 0

> 學會の織田氏の講演による) し為めと從來の研究に一歩をするめた(三田史に經基は將軍を誤解し京都に上り將門を誣告せ家族たる武芝氏との爭ひたるを將門が仲裁せる

所が幸にもての缺闘は今昔物語によつて充分補 の原因であることに氣がつかなかつたのである 從本の將門記眞福寺所藏の將門記は卷首に缺關 で説明し過ぎる傾ありと思ふ。けれども群書類 記類よりも正確であるからとて將門記一點張り つて將門記は漢文體であるが今傳へらるゝ今昔 らぬと云ふ人もあらうけれど將門記と今昔物語 があり、そして此缺闘せる部分は天慶の亂の眞 白四五十年故、 はれてゐる。 と兩方を對照し讀まぬからである。今昔物語卷 けれ 假名交り文で其内容は將門記 十五平將門發謀反被誅 ども將門記が史的價値を増し或る點は紀 天慶亂の史料として信ずるに足 昔物語は天慶年間を遅るいてと 話は將門記の抄譯であ と同 一なるより

の部分を引用すればして抄譯たる事は疑ふべくもない。試みに卷初

で國香を殺したるに國香の子貞盛關東に來りたと。明に所領の爭としてゐる。然るに將門怒つ体で遂に合戰に及ぶと云へども良無等に道心依で遂に合戰に及ぶと云へども良無等に道心依で遂に合戰に及ぶと云へども良無と頭に不吉有り、將門が父良持が弟に下總介良兼と云ふ者初は將門が父良持が弟に下總介良兼と云ふ者

而孀母在堂、非子誰養、田地有數、非我誰領、也、苟貞盛在守器之職、湏歸官都、可增官勇、貞盛倩檢案内、凡將門非本敵。斯源氏之緣坐ることにつき將門記には

照應する所をあり。此亂の具因は土地同題たる領を心配してをる所をみれば今昔物語の記事とず之れと爭はむとはせず、却つて坂東にある所をれによれば貞盛は將門父の敵であるにも拘ら陸族將門、通芳操於花夷流比翼國家。

北〇七

雑

門記や陸奥話記に對して藝術的價値や思想の方 面を論じたてとあるければ殊更に經濟的の に重きを置いて論じやうと思ふ。 著精神の色彩は勝つてゐる。天慶亂の根本は土 源平の如き皇族より出でト、三四代にして地方 的は從來最も必要なる經濟的觀察の皆無なる軍 すてとは更に必要と思ふ。 する陸奥話記の前九年の役は經濟史的観察を下 地問題でありとすれば。將門記と同一系統に屬 京都と關東に往來した、過渡時代ではあるが上 武家と云ふ新階級を形つくり、 一方に偏するとの非難は兎れないが本論文の目 は正系の藤原氏以外の諸名族の地方に土着し、 に赴かねばならぬ事情になつてゐる。 は疑ひを挟む餘地はない。 つては藤原氏 の娛樂的分子を離れてみるので、 の関族政治 經濟史的説明を以て 名門の子弟は京都に の爲めに志を得ず。 てれ等の名族は 自分は將 天慶の亂 方面

前九年の役については安倍賴時の奥州に於け

の亂の原因を記し、問題に入らねばならぬ。陸奥話記は其發端にて方の豪族と同一性質のものであるか否やの根本は最も大切である、殊に奥州の豪族は其他の地は最も大切である、殊に奥州の豪族は其他の地

語は鎌倉時代に玉葉などに奥州秀衡に對する浮和民族の雑居であるから異民族は部落を異にしれ民族の雑居であるから異民族は部落を異にしる、陸奥六郡は云ふまでもなく、蝦夷民族と大

とあるよりして文化の劣れる異民族の酋長と解するより外はない、賴良時代に諸部浮囚とあるは蝦夷己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族より大酋長を置き大統一の出來がは疑己の民族よりして文化の劣れる異民族に妹を嫁せとあるよりして文化の劣れる異民族の酋長と解するよとかるに責任が勝原光貞の妹を嫁せんとしたが光貞は「賤其家族、不許之」とあるよりして文化の劣れる異民族の酋長と解するよりなるには異なり、蝦夷民族の酋長と解するよりなるには異なり、蝦夷民族の酋長と解するより外はない、賴良時代に諸部浮囚とあるは蝦夷と解するより外はない、賴良時代に諸部浮囚とあるは蝦夷と解するより、蝦夷民族の酋長と解するよりない。

三歲、名曰千世童子、容貌美麗、容貌魁偉、皮膚肥白也、中略貞任子童、年十

族の部落もありとすればての地方は中央政府のはない。奥州六郡も大和民族も居住し、蝦夷民性共にあらはれて反て兩者の混種と見られぬで之れによれば蝦夷民族の特性と大和民族の特

條に ぬ。この問題は吾妻鏡文治五年十月二十四日の に種族編制時代の蝦夷民族は特別にみねばなら 地方官制は充分行はれたるべきものでなく、殊

被遺御書也。 可遂出羽國地檢之由、被仰置留守所、御進發可遂出羽國地檢之由、被仰置留守所、御進發

常國檢注之間、可被倒所々地頭間田之事、常國檢注之間、可被倒所々地頭間田之事、常國檢注之間、可被倒所々地頭間田之事、

十月二十四日

前因翻守

出羽留守所。

一的研究は不可能である。賴時時代と後の藤原制度に於いても新舊のもの並び存する故に劃

七〇九

雑

が未だ平家没落前であるから。 三十六卷治承五年八月賴朝關東に擧兵した時だ 語は陸奥守たりとの意に解せねばならぬ。 幕府の分國を指したのであらう。六郡之主なる 國行は關東九ケ國であるので東海道惣官はこの ない。 六郡之主、予者。 **藤原氏は勢力をもつてねたので 顧朝如何に之を** 吾妻鏡の記事を信じてよからう。 こそで 藤原 十四日の條に「是去比、 みたかについては吾妻鏡卷之六文治二年四月二 は新しきを以て濫りに舊きを想像するものでは 氏時代の制度を研究して安倍氏時代に溯るてと も土地制などには大した變化發展 氏時代とは年代に於いて百年の差があるけれ て、に注意すべきは奥州六郡をまとめて 東海道惣官心」當時賴朝の知 被下御書、 のないてとは 御館者、 玉葉 奥

被任彼國史判之由、前大將所申行也、件國、都官兵、輙難攻落歟、仍以陸奧住人秀平、可關東賊徒猶未及追討、餘勢强大之故也、以京

本大略劇掠。然者、拜任何事之有哉。 東大略劇掠。然者、拜任何事之有哉。 本れによつてみれば藤原氏の國司に任せられた が、だから文治五年九日に素衡の滅亡せるとき が、だから文治五年九日に素衡の滅亡せるとき が、だから文治五年九日に素衡の滅亡せるとき が、だから文治五年九日に素衡の滅亡せるとき が、だから文治五年九日に素衡の滅亡せるとき であるをみれば奥州藤原氏は奥州六郡を知行 素大略劇掠。然者、拜任何事之有哉。

てとになる或は話記今昔共に隆國の作とも考へれども今昔物語は六篇郡之司安倍賴良としてある(若今世物語は次郡の内に安倍賴良としてある(若今世物語は次郡の内に安倍賴良としてある(若今世物語は次下の時だなうすれば隆國は承暦元年七十四で死んだから前九後三年役の終はのようでなければ話記は一次の時である。

もない中に和譯された今昔物語に司を内に書いなるから略する。)ともかく陸奥話記作以後幾何 ねる。 卷としてある今傳ふるものは三十一卷になつて れば隆國死後事件まで今昔に載つてゐる事にな に闘する目次あつて本文は闘けてあるがさらす 無勤催役代々驕奢、誰人不能制之。 勃掠人民、子孫尤滋蔓、 てゐるのは今日傳はる話記は內を司と誤寫した 價値あり、 るがての今昔物語は經濟史料として紀記以上の き加へたもの るから少くとも今傳かる今昔物語一部は後に書 は其部落なる衣川以外に出たてとは部落を出 行六郡と記してあるをみても司は面白くない。 とみるがよからう。 そてで話記の安倍氏謀叛の理由を横行六郡 されば今昔物語の作者につい 作者を知るは必要であるけれど長く かも知れない、 ども今傳る今昔物語には後三年役 話記はすぐ下に安倍氏の横 獅出太川 詞花集などに二十 ての論にな 不輸賦貢

慣用手段であると見える。 萬兩の贈賄をしやうとした事は古事談に 七卷四號參照) しやうとしあはや戦争が始らうとした時に金一 は陸奥の國司として國中の公田を檢注しやうと 基衡の時になつて似た事件はあつた、 たらその時に賴時傾首給仕駿馬金寶之類悉獻幕 したら基衡は大庄司季春と必を合せ師綱に抵抗 つた。 たる豪族と衝突は起るにきまつてゐる、豪族の 相手は野蠻である以上腕力は必要である。 て自分の勢力を保たうとする。 ら新國司は入部して法律を强制する場合に酋長 相手は野蠻である以上腕力は必要である。だかば强制的に賦貢催役を命ずるてとも出來やうが 陸奥に入り数年を經て府務を强行しやうとし (話記)して蠻民降參の形をとつた。 で圓満に解決しやうとすれば新國司に贈賄し 蠻族より進んだ民族を犯す結果一種奪略 陸奥に國司たるもの實際上に勢力があ 見えてゐる。 く奥州國司と豪族 てれは奥州豪族の 源賴義國司とし 藤原師綱 後に藤原 (本誌 とな

> の流れてゐる點は力説しないからである。 ない 原因となつてゐるが兩者とも眞を傳ふとはいへ どの迷信を弱からしむることはこの兩役の直接 争になつたと。歴史上の事件には必ず女ありな 衡を語ひ具衡を襲ふたのに義家は干渉し遂に戰 眞衡に侮辱されたるを遺恨に思ひ、 成衡源賴義の女を迎へんとの祝ひに一族秀武は **康富記掲載の新史料によるる藤原の眞衡の養子** ついて三浦博士史學雑誌二十二ノーに發表せる 妻とせんとせしに其族を賤められたるを憤り、 より貞任父と共に兵をあぐとなし、 **負任貞光を要撃し、義家貞任を所罰せんとせし** と特別關係たることを注意せねばならぬ。 前九年役の原因については貞任は貞光の妹を た為め表面 0 戦記は其實事件の變化の面白さに重きを の事質のみを記載し底强い暗流 同族清衡武 後三年役に

壓に向ふたと云ふよりも國司として陸奥に在國前九後三年の役とも賴義義家共にての亂の鎭

氏が己の領地を削減さると不快に思ふたも無理 ば(話記) 賴時謀叛以前に己れの部下に一郡を與 を從へて下り一郡を領せしめたとある上りみれ の降參したとき義家之を許し、六郡割分、各三郡 助包義家の被官人として郡使となり郡の検田中 でない、後三年の役の時も義家の郞等たる正經、 **ふるてとは安倍氏の一郡を削ぐに當るので安倍** 司たるものは其部下のものに勇士たる武人のあ ることは最も都合のよいのであるが阿倍賴時と らざる性質のものである。 中起つた戦争である。 清原なる豪族に實權を與へさすれば平和が成 題との關係が大切であるかはわかる。 すべく豫期されたてとよりみても豪族と土 被清衡家衡とあるのをみれば奥州六郡に於い つた事件で寧ろ真衡に同情したが後清衡家衡 初戦争をした藤原登任は其郎從として平永衡 藤原氏と到底兩者の利害は ての國司と豪族たる阿倍 特殊の地たる陸奥國 一致し得 1

而兩國路與有一萬餘之村略基衡者果福軼父、文治五年九月二十三日の條に 五年八月八日、叉泰衡郎從信夫佐藤庄司叉號湯庄て一郡に庄司を置いたかも知れぬ。吾妻鏡文治 多き故に此間田没收せられた事を賴朝に訴へた てとは古事談に最も詳はし 許した。この忍郡は秦衡滅亡に至るまでまとめ が賴朝は出羽は夷地故例外なりともとのまゝに 滅亡の後出羽の検田をやつた時地頭どもは間田 の國司は郡内檢注と云ふので基衡等のあはせた 春は基衡の股肱とたのむべき臣であつてての のをみれば奥州の特別制なることは知れやう。 上京して上西門院に仕へてゐたに富有であつた あづかつて ねたらしい 一族佐藤義清 をひつくるめて彼れに任せたらし の領の中忍には地頭大庄司季春を置い を奪掠したと京都 とて義經の身替りつた兄弟の親は忍郡を から思はれて So てれは前に泰衡 V ねる藤原 たが季 が當時

管領兩國、 又三十三年也

れまで研究の如く劃一主義を一貫したら大なる其年貢を納めた例(本誌七ノ四參照)もあればて 誤りである。 ども亦奥州藤原氏は公卿の賴長の莊薗を預り は珍らしいことで充分研究を要すと思ふ。 1 に庄 の數などを計算せず村數あ がげてあ H る

之田十八町よりないが辰重上總守となりし當時 忠常の闘東に謀叛の時坂東は荒され一時は可作の土地整理は非常なる困難なるので長元々年平 前述の如くであるが前九年役には陸奥國司とし 五十餘町あった、それから三四年の間に千二百 て十二年後三年役には數年奥州に滯在せし義家 だが元來常陸には二千町內外もあつたのだ戰爭 ついても幾多の疑問は提出される。大飢の後 荒され以後舒々回復せられ 町に増加 清原、 し他國に散在せし人々も歸來したの 藤原の奥州豪族の奪掠的勢力は たのである(左經

> 抄の記事は最も大切である。 家は果してどうであるか、この事についい。戦後に於ける經營の困難かくの如く 飢後四年にして國は半分より 回復してねな < だが義 て百線

莫大於此、 綱爭權、 寬治五年六月十二日給宜旨於五畿七道、 前陸與守義家隨兵入京、 好寄義家朝臣事、 相論河內國領所之間義家朝臣與舍弟義 兩方爭威之間、欲企攻伐天下之騷動、 件由緒縣原實清與清原 並諸國百姓以田島公 音於五畿七道、停止

關係多い 家は陸奥守たりしてともあり清原氏なら出羽に は誤りか)系圖も不明であるが義綱は出羽守義 史に武則の子武衡河内領所について實清とある の時である。 後二條師通記は簡單に記して脱漏が多い てれ義家が後三年の役を終へて三年を經て とも云へない から奥羽地方のてとい關係してるらし 質清、 加工 則清兩人の ての争の原因に僕從之事云 (池田氏平安朝

姓が好んでその田畠の公職を義家によするのは 義家と義綱と戰ふべき形勢とはなつたのだ。百 公験とはどう云ふものであるか試みに石清水八 合る屢々出たゐる譯だが後三年役になつて義家 昔から權門によせたてとあり、之れに闘する禁 幡のものを左にあぐる。 に公願をよするてとには意味がなくてはならぬ 々よりみれば其臣下と臣下の争ひに主人同士の

太宰大貳宅解 請被給職判、 申請 爲後代證文、 在京職裁事 所領明地庄

在件底元始祖小野宮御飯、傳轉飯掌之間 四至限與京紀河尾 限北可見河 四至限與京紀河尾 限北可見河 四至限與京紀河尾 限北可見河 電遊峰 隨見作冤除、 代爲荒廢地、 職裁早給證判、 無人寄作、 而去九月十 爲後代相鑒、 然而四至內田畠 八日至載在狀、 以

承曆二年十二月二十二日事業從七位 上利氣宿禰時元

左京職判

件同年同月 解狀顯然與判如

大夫藤原朝臣(花押)

以下略

勤行之 失之職判、不可有後妨在地郡司承知可 判件在相傳被領掌之旨、敢無相違、仕燒

大介藤原朝臣花押 同年同月二十九日

郡判 任國判

知給旨、 税所被奉冕也、 同三年正月十九日 仍四至內田畠偏爲庄領、 旨、檢四至阡陌無相違、 後日在郡司署之 本家領 官物租

四度便伴

郡判無相違、故在地加證署之

重ねるてとは當時公然の祕密で大江匠衡か朝廷 貧乏した公卿は兩三年も地方に行ける富巨萬を に表を奉り公然と之を論じてゐる、 藤左衞門尉、 とみえてゐるのはこの時代に國司 は俸祿以外に其私收入は甚多かつたので京都に 位下伊豫守、太郎義家從五位下出羽守、次郎義綱 に見えてゐる、話記にも「賞勵功秤賴義朝及正四 波の國司たらん事を乞ふたてとは、 してねる。賴義の子賴信平忠常征伐の功には丹 ならひ、 る如く奥州征伐は支那の將軍が北夷征せし功に ば奥州征伐の賞與としうけたのは上總の莊園一 **もてくに最も困難な問題は起る。吾妻鏡によれ** つもらつたてとのみ見える、 義家は百姓よりうけた土地を兼併したとみる 朝廷よりは伊與の國司に任じて之を賞 本朝文経にも見ゆ 當時の日記

義家との仲違ひの原因としてのみ論じてゐるの より公職をうけるこの重大なる事質はたい義綱 從來の硏究法は非常に誤つてゐる。義家が百姓 の結果を如何なる場合にもあてはめようとする 臣下と解すればそのましであるが其臣下たる武 坂以東弓馬士之大半門客と、爲門客となる意を 士の領と賴義、義家などの關係は必要であるけ 臣威風大行、 あるかは研究に最も必要のとで話記に、 をうけたる場合と武家がうけたる場合が同一で 租税を発れんとするのは莊園の多くなる原因の は百姓は權門に其土地を寄贈し、其保護の下に 瓶銀七萬を京都に蓄へたてとは日記長秋記に詳 一たることは何人も怪まぬけれども公卿は之れ かでての種の例は澤山ある。然るに紀記などで とするので、 に私腹を肥や ど此具體的研究をせずして莊園なる一般研究 拒桿々類皆如奴僕、而愛士好施、曾 道長時代の銃前の國司仲能は金七 京都に其財産を運ぶのを目的 賴義朝

るからである。は前九後三年の役をたゞ戦争の興味みとのみす

拒んだ。 義家が陸奥國司となつたてとは前九後三年の合 じたことがあるから成るべく重複せぬ例をひく 題である。 は藤原賴長より五箇の莊を預つてゐるが賴長が **戦に於いて見觅す能はざる事實である。基衡は** の賃金すら百六十五兩であれば全體としては大 の日配臺記に「十七日 をも取扱かもので隨つて役徳があつたと見える あるので陸奥國司は王朝時代を通じて金のこと 又如貢馬貢金者、 箇の莊より五十兩に增徴せんとしたが基衡は 奥州の國司として今一つ注目すべきは金の問 源賴朝は奥州國司藤原秀衡に送つた書狀中に たもので藤原氏は一佛師にすら二百兩を贈つ けれどもこの荘から得た金につき頼長 砂金百六十五雨とある、 てのてとは史學雑誌二十篇五號に論 爲國土貢印 尼一癸卯、 爭不管領哉と 五箇の莊だけ

> 日記野府記長和三年二月七日の條に は双七旬老屈捧砂金跪坐したのも奥州の金の豐 は双七旬老屈捧砂金跪坐したのも奥州の金の豐 は類時は賴義に金寶を獻じたことも、後三年の は類時は賴義に金寶を獻じたことも、後三年の は一族秀武 は類時は賴義に金寶を獻じたことも、後三年の は一族秀武

記事がある。米、布は鑄貨と並び行はれた當時もので御堂關白記によれば、金七萬兩盜まれた朝廷に於いても奥州より得る金の高は莫大な

せしめしに二十日にして千兩だけ掘つたとのこ に金あることを知り、國司は之れに命じ金を得 物語に能登の國で鐵を掘れる工夫の一人は佐渡 經濟狀態の一班を説明してゐると思ふ。 商人あつて毎年數多の寶を集め高荷を作つて奥 熊坂で、「さても三條吉次信高とて、 金は奥州よりみれば遅れて掘つたらしい、今昔 ての金賣のてとを註釋的に布演したのは謠曲の の種の商人のあつたてとは拒むてとは出來ない 往復せしてとは史賞としては別問題とするもて 平治物語に見ゆる金賈吉次の奥州と京都の間に よくての方面の消息を語つてゐるも 今昔物語にある紀延助などの高利貸生活なども 金とは無論砂金のことで目 へ下」と、金を賣ると云ふてとはよく此時代の 時代に七萬兩の金は決し ケ カシ、逐ニ不聞ニテ止ニケリ 今昔は其長(前の鍼夫) 7, 方を以て量つて S 量ではな 黄金を商ふ のである。 ノ後ニモ 佐渡の ta V

地であるとみて差支ない。い證據で前九後三年役前後は奥州のみは金の産結んであるをみれば奥州の如く一般に知られな

つて一ヶ年以上と經てゐる。所が十月になつて たならば應德三年九月頃には少くとも戰爭始ま 月二十八日になつて陸奥兵亂事義綱出羽可使如 抱いてゐる。後二條師通記によれば應德三年九 質のものでない。 何とある。若世説の如くこの戰爭は三年かいつ たなつのでての戰ひの起つた事は京都でも疑を の結婚の晩に偶然と起つたもので始より公の性 功を無視せる如く廷臣を非難するけれども誤つ 賞をやらなかつた。戦争好きの我國民は義家の 延は義家の清衡との戰ひを私闘なりとし何等の てねる。 て下向中の出來事である。 後三年役は前にも述べた如く義家が國司とし ての戦は義家の妹の真衡の養子成衡と 一月になり要領を得な たと國司たる義家との戦争に 後三年記によれば朝 V

九二

七一八

家は疑問の人であつたのである。永長元年十二 忠はての事件につき蓋有故領とかいてねる、 月には藤原基家は陸奥國司に任せられてゐる。 氏追討の國解を進じた計りであるにすぐ翌年正 究を娶する所である。寬治元年十月義家は淸原 義家に不正のあつたことを意味するか充分の研 都に不明との意であるが、 寬治三年十月十日になり 基家任じた事とは不思議であると見え、 國司として義家は事務引繼のいとまるない中に とてれによれば飢後一年にして事件の真想は京 万になり宗忠の記事中左記の記事は。 陸奧前司義家事被定委不聞追可尋歟(前書) それも國司としての 藏原宗

れ後三年役の後九年以後の記事である。 前陸與守義家合戰之間不貢金、 翌二年三月二日二十五日の條に 砂金藏入所先例下給而近日金不候云々如何、 仰云前陸奧守義家朝臣砂金未進云々 970 き

> する。前九後三年兩方を混同してかいたのは經 絶えず不思議を抱い に土地制に變化に大差ない て藤原の方材料多いのと、 **湾史上よりは區別の必要はない** 前九年役なる名稱も不當であり、後三年役につ 思ふ。武將たる義家に世人は眩惑されてゐるけ 見ても義家の貢金せざることは疑の餘地あると かてとに注意せねばならぬ が奥州征伐をした理由の一面も奥州の富源と云 州藤原氏のてとをつけ加へたのは土地制につい いての年月にも誤りあるけれども今は之れを略 歴史の眞の意味よりよくは後者にあると思ふ。 あると思ふ。 れども經濟史上よりての亂を見る時は却つて興 に義家の未功課なるに次の國司の任命ありたる 師通記は義家の奥州に於ける擧動に 否戦争話も必要であらうけれども てねる點を綜合して考へて からである。 清原時代と藤原時代 からである。 奥

和關 に於ける勞働者 (其二)

大 矢 知 昇

bung, Verwaltung の大意を認出せしものなり。 たる論文 Zum 本篇は和聞經濟學者として令名あるCharlotte ユモーラー」教授の主宰せる Jahrbuch für Gesetzge-Stande der Volkwirtschaft in Deutschen Reiches 丛窗 niederlandische Arbeitsbewegung A.van Manen

第一節 勞働組合

發達に就きて見るに十九世紀の前半期に於いて 進步を爲したり。 たるが、ては政治上の事變によりて更に長足の 始めて微弱なる團體的精神の萠芽を見るに至り るべきものなく、 は社會的政治的運動の勞働者に與へし影響の見 此精神の萠芽と共に影の體に伴ふが如く 的特徴を缺げる和蘭勞働組合 越えて一八七〇年頃に至りて かるに世界に共通なる

如此は同國が經濟狀態に於いて幼稚なるが爲め 能はず。寧ろ各個人の歷史と云ふを可とせん。 要之該運動の歴史は勞働階級の歴史と云ふてと 業家(die Herren)の勢力は未だ完全に自立する 制度等に關して種々の建言を呈せり。 有せしかば共同團體、勞動者住宅の改良、 に加れり。 に組合を組織するでと能はざりしゃ、 能はざる此運動に一大痛棒を與ふるに至れり。 て階級爭鬪なる觀念は毫も認むること能はざり 小同業組合(勞働組合)の成立を見たり。 八七〇年以後は勞働組合の數は漸次增加せし 其事務に關しても企業家、勞働者共に其れ 而かも専制的精神は依然として團體を支配 人物は次で輩出するに至れり。 し自由主義的組合は甚だ勞働者に同情を 次で一八七二年の會議の結了後始めて 當時旭日東天の勢を以つて發展しつ 只和蘭勞働者運動には其初期に當り されど企 かも有 かくて 銀行

七二九